

旧規程からの改正のポイント

- ✓ 各種規程の遵守や各種講習会参加規定を追加（第5条）
- ✓ 登録期間を毎年4月1日から翌年3月31日に変更（第6条、第7条）
- ✓ 登録期間変更に伴い登録に関連する資料提出が3月末日、登録料の振り込み締め切りが4月末日に変更

## JBFA クラブチーム登録規程（案）

特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会  
事業推進部 大会運営グループ  
改定 2023年●月●日

### 第1節 目的、定義

- 第1条 （目的）本規程は、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会（以下、「本協会」という）に登録するクラブチーム及び競技者並びにチーム役員（以下、登録者）について、必要な事項を定める。
- 第2条 （定義）本規程における登録とは「form1 チーム登録届け」をもって、チーム及び登録者を本協会に届け出、承認されることをいう。

### 第2節 登録チーム

- 第3条 （登録種類とカテゴリー）登録種類とカテゴリーは、次のとおりとする。
1. 登録種類  
正登録：本協会の主催する各大会への参加、及び本協会がチームに対して行う各種事業への参加を希望するもの。  
準登録：本協会の主催する地域リーグへの参加、及び本協会の各種事業に参加を希望するもの。
  2. カテゴリー  
ブラインドサッカーチーム：B1 クラス  
ロービジョンフットサルチーム：B2/3 クラス
- 第4条 （登録者数の条件）登録にあたっては、下記の条件を満たさなければならない。
1. 正登録チーム
    - 1.1. 視覚障がい者（身体障害者手帳保持者）フィールドプレイヤーが2名以上在籍していること
    - 1.2. 視覚障がい者を含めて、5名以上のフィールドプレイヤーが在籍していること
    - 1.3. 代表者、監督、ゴールキーパー、ガイド（B1 クラスのみ）がそれぞれ1名以上在籍していること
    - 1.4. 登録者の内、1名以上が公認コーチの資格所持者であること。以上、9名以上（B1 クラス）および8名以上（B2/3 クラス）の構成をもつこと
  2. 準登録チーム
    - 2.1. 視覚障がい者（身体障害者手帳保持者）フィールドプレイヤーが1名以上在籍していること
    - 2.2. 視覚障がい者を含めて、4名以上のフィールドプレイヤーが在籍していること
    - 2.3. 監督（公認コーチにかかわらない）、ゴールキーパー、ガイド（B1 クラスのみ）がそれぞれ1名以上在籍していること、以上、7名以上（B1 クラス）もしくは6名以上（B2/3 クラス）の構成をもつこと
  3. 選手等の登録は、一人1チームとし、二重登録を認めない。ただし、以下の場合、二重登録を認める。
    - 3.1. B1 クラスとB2/3 クラスをまたいで登録する場合
    - 3.2. 正登録と準登録をまたいで登録する場合。
- 第5条 （登録チームの権利及び義務）登録チームは、次の事項に関する権利を有する。
1. （権利）本協会の主催する大会への参加、及び本協会がチームに対して行う各種事業への参加
  2. （義務）登録チームは、次の事項を遵守する義務を負う。これらの義務の違反は、本規則及びその附属に規程された制裁の理由となり得る。
    - 2.1. 登録料を支払うこと  
登録料は、正登録チームは年間30,000円、準登録チームは15,000円とする。年度途中で準登録から正登録に変更する場合は、登録費の差額分の支払いをすることで正登録の支払いを完了とする
    - 2.2. 登録手続きを完了すること
    - 2.3. 各種規程の遵守
    - 2.4. 登録者が各種規程を守ること
    - 2.5. 競技規則の尊重
    - 2.6. 各種講習会に参加すること

### 第3節 登録の期間、手続き、変更

- 第6条 （登録の期間）正登録期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。準登録期間は任意とする。またB1 クラスおよびB2/3 クラス各日本選手権の前に、準登録から正登録に変更できる登録変更期間を設ける。

第7条 (有効期間) 登録の有効期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第8条 (登録の手続き) 本協会に登録するチームは以下の手続き等を行わなければならない。

1. 本協会に登録するチームは、本協会の定める登録料を4月末日までに納付しなければならない。
2. 本協会に登録するチームは、「form1 チーム登録届け」「form2 登録者名簿」を3月末日までに提出しなければならない。
3. 登録者に追加があった場合、「form3 登録追加届け」を本協会に都度提出しなければならない。チームの代表者は、各登録者から「form4 登録承諾書」を取り、これを保管しておかなければならない。
4. チーム名は、所属の都道府県、市区町村、およびそれに類する地名が明記されていなければならない。

第9条 (書類様式)

form1 (Word/pdf) チーム登録届・・・年間のチーム登録時に毎年提出

form2 (Excel/pdf) チーム登録者名簿・・・年間のチーム登録時、年間途中で登録者が追加になった際に提出

form3 (Word /pdf) チーム登録届 (追加)・・・年間のチーム登録時、年間途中で登録者が追加になった際に提出

form4 (Word /pdf) チーム登録承諾書・・・年間のチーム登録時、年間途中で登録者が追加になった際に登録者が記入、各チームで保管

form5 (Word /pdf) 移籍届・・・年間のチーム登録時、各大会で定められた移籍期間中：現在籍チーム、在籍予定チーム双方提出

適当と認められる理由の移籍：現在籍チーム、在籍予定チーム双方提出

第10条 (登録種類の変更)

登録期間中に準登録から正登録への変更を行う場合については、下記の手続きをもって変更を可能とする。

1. 「form1 チーム登録届け」の提出
2. 所定の人数を満たした「form2 登録者名簿」の提出
3. 登録料の差額分の振り込み。form1, 2の提出から30日以内。

#### 第4節 登録の拒否及び取消、懲罰

第11条 (登録の拒否及び取消) チーム登録の各種フォームに虚偽の記述及び義務を履行しなかった場合、または登録チームないしその登録者にスポーツマンシップに欠ける行為があった場合、理事会で審議の上、登録を拒否すること、あるいは取り消すことができる。

第12条 (登録チーム等に対する懲罰) 登録チーム又はこれに所属する登録者が第5条の義務を怠り、又は本規程に違反し、競技の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム又は登録者は懲罰規程にしたがって懲罰を科されるものとする。

#### 第5節 移籍

第13条 (移籍) 登録者の移籍においては、原則的に移籍期間を設け、その期間中の移籍以外は認めない。ただし、以下の場合、「form5 移籍届け」を提出し、それを認めるものとする。

1. 登録者の転居により、所属チームから遠方になったとき
2. 登録チームが活動を取りやめまたは停止したとき
3. その他特別な事情があると認めたとき

#### 第6節 その他

第14条 (疑義の扱い) この規程に定めない事項及び疑義が生じた場合は、本協会常任理事会が処理するものとする。

第15条 (改正) 本規程の改正は、本協会の常任理事会の決議に基づきこれを行う。

第16条 (施行)

本規程は、2013年8月1日から施行する。

改定 2023年●月●日